

3. 事故調査事例

事例1 (水上オートバイ同士の衝突)

A 船の船尾方至近を追走していた B 船が、波に潜って停船状態となった A 船に追突

概要：A 船は、操縦者 A が 1 人で乗り組み、同乗者 A を乗せ、茨城県ひたちなか市那珂湊港外東防波堤沖を北進中、また、B 船は、無資格の操縦者 B が 1 人で乗り、A 船の船尾方至近を追走中、平成 26 年 4 月 12 日（土）12 時 30 分ごろ、船首が他船の引き波等に潜って停船した状態になった A 船に B 船が衝突した。

同乗者 A が死亡し、船長 A が頸部挫傷、左肋骨骨折等を負い、操縦者 B は軽傷を負った。

A 船 (水上オートバイ)

L r × B × D : 2.51m × 1.05m × 0.43m
機関出力: 114.7kW
進水年月: 平成 20 年 1 月

B 船 (水上オートバイ)

L r × B × D : 2.45m × 1.01m × 0.40m
機関出力: 62.5kW
進水年月: 平成 9 年 4 月

A 船は、那珂湊港外東防波堤沖を北進中、那珂湊漁港へ入港する船の引き波及び防波堤からの反射波による波に A 船の船首が潜った

B 船は、A 船の船尾方至近を追走していた

操縦者 A は、スロットルレバーを緩め、A 船は、ほぼ停船した状態となった

操縦者 B は、特殊小型船舶操縦免許を取得していなかった

操縦者 A は、B 船が A 船の船尾方至近を追走していることに気づいていなかった

操縦者 B は、ふだん、仲間と水上オートバイで航行するとき、前方の水上オートバイの船尾方至近を追走する傾向があり、危ないので距離を保つよう注意を受けていた

操縦者 A は、後方に座っている同乗者 A に声を掛け、船首方を見たところ、B 船が、波に乗って上方から A 船に向かって落下するような状況となった

操縦者 B は、船首方から目を離して航行しており、視線を船首方に戻したところ、至近に A 船を認めたものの、何の動作もとれなかった

気象：天気 晴れ、西北西の風 風力 3
海象：波高 約 1m

衝突

再発防止に向けて（事故防止策）



- ・特殊小型船舶操縦免許を取得していない者は、水上オートバイの操縦をしてはいけない。
- ・航行中は、常に見張りを行うこと。
- ・他船を追走するときは、安全な距離を保って航行すること。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(平成 26 (2014) 年 11 月 27 日公表)
http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2014/MA2014-11-14_2014yh0034.pdf